

市道（仮称）白石中央工業団地線電線共同溝詳細設計業務に対する質問及び回答書

業務名：市道（仮称）白石中央工業団地線電線共同溝詳細設計業務

質問事項	回答
<p>・配布資料のうち、特記仕様書に記載の「第1章 1-6 部分引き渡し」の記載につきまして、「令和5年度作業分」「令和6年度作業分」との記載がございますが、この箇所につきましては「令和6年度作業分」「令和7年度作業分」と読み替えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>・併せて上記の通りであった場合、「令和6年度作業分」として指定した部分については、令和7年3月21日まで完了させ、と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>・さらに上記の通りであった場合、「令和7年度作業分」につきましては、完了工期をいつまでお見込みでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>令和8年3月末を予定しております。</p>
<p>・（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備の事業スケジュール等の資料について、ご提示願えますでしょうか。</p>	<p>市道（仮称）白石中央工業団地線については、令和8年度末の供用予定としております。</p>
<p>・配布資料のうち、入札公告「5 入札参加資格要件」につきまして、「設計共同体による技術提案については、宮城県建設関連業務設計共同体運用基準（平成26年2月1日施行）に規定される協定書及び委任状を参照し技術提案時に提出すること。」との記載がございますが、これは設計共同体により参加する場合にはこの宮城県建設関連業務設計共同体運用基準の協定書および委任状の「様式データを用いて協定書及び委任状を作成」し、技術提案時に提出すること、との理解でよろしいでしょうか。 それともこの宮城県建設関連業務設計共同体運用基準（平成26年2月1日施行）そのものに則ることを原則とし、この規定中の第13条（技術的要件）に記載の通り、構成員も今回の貴市の公募要件に示された管理技術者の要件を満たすものを配置することが必要となるのでしょうか。</p>	<p>宮城県建設関連業務設計共同体運用基準の協定書および委任状の「様式データを用いて協定書及び委任状を作成」し、技術提案時に提出するとの理解で問題ありません。</p>

質問事項	回答
<p>・配布資料のうち、期間入札に関するその他の事項につきまして、今回は工事請負の入札ではないと思われまますので、入札書には内訳書の同封は不要と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>内訳書の同封は不要です。</p>
<p>・民地側の所有者が決定していない場合、機器塔配置について隣接地権者と協議をすすめる事ができないことから、最適位置と思われる配置にてよろしいでしょうか。</p>	<p>その認識で問題ありません。</p>
<p>・参画される電線管理事業者様における、基本計画資料があればご教示をお願いします。</p>	<p>基本計画資料等はありません。</p>
<p>・電線管理事業者様の基本計画が策定されていない場合は、予備設計、基本設計を行い、詳細設計をすすめる必要があることから、工期延伸について認めていただけるでしょうか。</p>	<p>工期延期につきましては、令和8年3月末までであれば可能と考えております。ただし、「令和5年度作業分」につきましては、令和7年3月末までの工期となります。</p>
<p>・委託位置図に740m片側と記載ありますが、道の駅及びレクリエーションのどちらを示しているのでしょうか。</p>	<p>道の駅側を想定しております。</p>
<p>・本業務の委託料の積算に関して質問します。仕様書の記載では「打合せ（中間打合せ5回）」「関係機関打合せ協議（6機関）」と記載されており、一方で金抜き設計書の記載では「打合せ（中間1回）」「関係機関打合せ協議（2機関・電力、NTT）」と違いがございますが、本業務における委託料の積算にあたりましては、「仕様書の記載数量」と「金抜き設計書の記載数量」のどちらの数量を採用して積算しているのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>「金抜き設計書の記載数量」を採用して積算しております。そのため、打合せは、「中間1回」、「関係機関打合せ協議：2機関」となります。</p>
<p>・上記同様に、金抜き設計書に「内訳書」がついておりませんが、本業務の委託料の積算に関して、「直接経費」として「電子計算機使用料」・「電子成果品作成費」・「旅費交通費」は計上されているのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>「直接経費」として「電子計算機使用料」・「電子成果品作成費」・「旅費交通費」を計上しております。金抜き設計書（修正版）を再度、ホームページに掲載いたします。</p>